

たが階系

俺直にえより法を是等の積極的始動政策に依つて得るべきものは  
のちれども俺直の大会に依つて進つてゐる。だから俺直の  
お前の威力に依つて俺直の要領とせしめしめて俺直の生活の安定と  
うねを止むたい

昭和二年五月二十日

本部労働部

(ハ) 分送

田

労働第一二三二號

昭和二年五月二十日

監視總監 宮田 老 雄

内務大臣 鈴木 喜三郎 殿

社會局長 官 殿

アボロ口鉄工所労働争議ニ關スル件 (第一報)

標記工場ニ於テハ事業不振ヲ爲メ標業短縮ヲ計リタル

一 従業員ハ之レニ反對セルヲ以テ其ノ首脳者四名ヲ解

雇セルニ一 般従業員ハ同情罷業ヲ爲スニ至レリ其ノ状

況左記ノ通り

証

第

582